

「一時抹消車追跡」に国土交通省が本腰

ELV機構からの追跡調査報告が奏効

第10回産構審・中環審合同会議で明示

自動車流通過程の「暗闇の部分」-一時抹消後の放置車両の解明に、ようやく行政の積極的な手が入ることが明らかになった。日本ELVリサイクル機構(酒井清行代表理事)が半年がかりで取り組んできた調査活動の結果報告が功を奏した結果だ。

●●● 必要に応じ行政指導も ●●●

去る7月14日、1年ぶりで開催された産業構造審議会環境部会廃棄物リサイクル小委員会自動車リサイクルWGおよび中央環境審議会廃棄物リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会第10回合同会議(座長=永田勝也早稲田大学教授)の席上、「道路運送車両法改正後の処理状況」の報告の中で国土交通省管理課から、また「自動車リサイクル法の安定施行に向けた取組みについて」の報告の中で経済産業省自動車課、環境省リサイクル推進室がそれぞれ明らかにした。

昨年自動車リサイクル法施行に合わせて改定された道路運送車両法では、自動車の所有者に対し、自動車が解体された場合は解体届けまたは永久抹消登録することを義務付けており、同法18条では国土交通大臣は、一時抹消登録中の車両が解体等を行った場合に行うべき届出の規定に違反している場合、または違反する恐れがあると認めるときは、規定による届け出をするよう催告その他必要な措置を講ずることができるとなっております。保有されている自動車の正確な状況の把握と適正なりサイクルの実施、という一体不可分な政策課題に対応するため、道路運送車両法を所管する国交省と自動車リサイクル法を所管する経産省・環境省、自治体との協力によって一時抹消登録が継続中の車両の追跡調査を行い、必要であれば行政指導の実施を行うことを検討するという。



第10回産構審・中環審合同会議が7月14日開催された。向かい右端、酒井委員

●●● 1年越しの課題が解決へ ●●●

昨平成17年7月、自動車リサイクル法施行半年を経過して開催された第9回産構審・中環審合同会議の席上、同会議委員である酒井ELV機構代表理事の質問に答える形で、国土交通省から「道路運送車両法の改正を踏まえ現在、一時抹消登録車両の把握に関わるシステムの開発を検討中」との見解を聞いており、今年は、それがどう具体化するかが問われていた。

ELV機構では、使用済み自動車の流れを把握すべく、独自に一時抹消登録車の実態調査を行う特別委員会、ELV流通研究会(委員長=青木勝幸理事)を発足させ、特にオートオークション会場、新車ディーラー等の入札会における車両流通実態を通して、一時抹消登録車両の流れを調査した。 ↗

▼その結果、「オートオークション業者、新車ディーラーの中に一時抹消登録車両を登録名義上、大量にしかも長期に保有している」実態が明らかになった。この実態を今年6月12日に報告書にまとめ経済産業省・環境省に提出対応を求めた。

第10回の産構審・中環審合同会議の報告は、まさにELV機構の要望に応えたものであり、地道な活動が実を結んだ結果といえよう。

3省の取り組みについては、具体的な調査手法に対する提言を積極的に行うなど、ELV機構としても全面的に協力していく考え。 ◀

ネットオークションに違法性の疑点 酒井代表、第10回合同会議で要望

ELV機構の酒井代表理事は、第10回産構審・中環審合同会議の席上、自動車リサイクル法の安定施行に向けた取り組みに付いて、次のように発言要望した。

(以下発言要旨)

①オートオークションのリユースコーナーや新車ディーラーの入札会には、極めて使用済み自動車に近い車が出品されるが、当機構の調査では、これらオークション等で取引されている車両の半数以上が長期間に亘って一時抹消のまま放置されている。さらに、これら ▶

▼放置されている車両のかなりの台数が特定の事業者名義のままになっている。一時抹消後の車両の追跡調査は、まずこうした一時抹消車両を大量保有している事業者に行くべきでないか。

②当機構の調査では、オークション会社そのものが、仲介業だけでなく、極めて使用済み自動車に近いと思われる車を落札し、最終所有者として登録している例も見られた。オークションという仲介機能をはっきりさせ、自動車リサイクル法が定着するような国からの指導を徹底されたい。

③最近インターネット上のオークションサイトにエアバッグを販売リストに掲げている業者が目立つ。使用済みとなる車両のエアバッグに付いては解体業者に回収が義務付けられており、解体業者でなければ取り外しも出来ない。こうしたオークションサイトには違法行為がまかり通らないよう、出品者に対して解体業の許可番号を提示させるなどの国からの指導をお願いしたい。

④当機構の調査では、電子マニフェスト情報と国土交通省の登録情報を付き合わせることによって、いろいろな実態が見えてくるのがわかった。電子マニフェスト情報と車両登録情報とを関連付けることで、今後の自動車リサイクル法の適正運用に生かすべきと提案する。 ◀

ELV機構会員へのアンケート開始 中小企業活路開拓調査・実現化事業 自動車解体業のビジョン作りへ

○アンケート調査リンク画面



1. 「アンケート調査」をクリック。
2. アンケート調査画面に移動します。
3. アンケート調査の依頼文書をご覧ください。
4. アンケート画面にお進みください。
5. 解答欄にご記入又は選択項目をクリックしてください。

ELV機構は7月20日、今年6月開催の定期社員総会で決定した活路開拓調査事業実施取組みを受けて初の事業委員会を開催した。

委員は、外部委員として外川健一熊本大学法学部教授、姫野良治元自動車再資源化協力機構理事、藤田史義メイソンコンサルタントグループ社長の3人、機構側委員として酒井、北口、南、榎本、寺谷、青木の6理事の計9人。

当日の委員会では、委員長に外川教授を選任、全体計画とヒアリング調査内容について協議、①アンケート調査事業を10月までに完了 ②ビジョン作成事業を平成19年1月までにまとめ ③成果普及事業を同2月から実施する、ことを決めた。

この活路開拓調査事業は「自動車リサイクル法施行に伴う自動車解体業の現状を把握し、将来のビジョンを ▶

▼ 作ることを目的とした活動で、いわば自動車解体業の将来を見据えた重要な活動」となるので会員の皆様にはアンケートの回答に積極的にご協力いただきたい。

具体的には、①インターネットによるアンケートの回答方式 ②期間は8月21日から9月8日までの3週間 ③ELV機構のホームページに「アンケート専用」のウェブサイトアドレス(URL)を添付し、インターネットを通して用紙画面の取り出し、回答ができるようにする。

アンケートにご協力下さい

日本ELVリサイクル機構HPのアドレスは
<http://www.elv.or.jp/>

ここからアンケートのページへ
画面の用紙で直接回答が可能です

10月のリサイクル月間に実施

初のリサイクル部品普及全国統一キャンペーン

ELV機構の部品流通(部会)研究会(部会長=清水信夫理事)は、7月19日開催した第3回研究会で、経済産業省の「リサイクル部品普及キャンペーン」を10月のリサイクル月間に併せ全国統一で実施することを決めた。この統一キャンペーンにはELV機構未加盟の部品流通団体も呼びかけにより参加する。

ELV機構の部品流通部会は、今年3月部会活動を開始したが、活動開始に当たり、ELV機構未加盟の部品流通団体にも呼びかけ、共通テーマを議題として取り上げ業界発展に貢献しようとの考えに基づき、未加盟団体を包含した活動組織として「研究会」を立上げ、3回の会合を重ねてきた。

第3回の研究会で発足したWGは8月2日1回目の会議を開催、①普及キャンペーン活動は、自動車整備工場等のみでなくエンドユーザーも視野に入れた活動とする ②10月2日を全国統一行動デーとし、それぞれの地方組織・流通団体で「自動車リサイクルのアピールやリサイクル部品をアピールするチラシ」を配布する(本部は10月2日夕方、JR新橋駅前でチラシ配布) ③10月2日から1週間をリサイクルウィークとし、各企業ベースで自動車整備業等を含めた顧客やエンドユーザーへのアピール活動を行う ④全国統一キャンペーンの為にのぼり作成を検討する ⑤街頭等での統一キャンペーンの服装は、自社製のつなぎ(作業衣) ▼

▼の着用を決定採択した。同WGは、8月29日開催される第4回研究会に報告の上、正式決定とする。

10月の国のリサイクル月間における自動車リサイクル普及浸透という立場からWGには経済産業省自動車課の中石企画官、呉村・水口両補佐も出席、積極的な提言が行われた。 ▼



リサイクル部品普及全国統一キャンペーンのイメージ

「使用済み自動車」引き取り報告時のご注意

知っていると便利!!

無いものは「無い」と報告する!

引き取り時に「フロン類」も抜け「エアバッグ類」も展開している車両の場合は、たとえそれらのリサイクル料金が支払われていても、引き取り報告に際しては、その項目に「無い」と記入してください。

最近、自動車メーカー等の情報でも装備があり、車検時にフロン類・エアバッグ類のリサイクル料金も預託されているものの、「使用済み車」として引き取ったときには事故等でフロン類も残っておらずエアバッグ類もすべて作動してしまっている車両について、すでにそれら装備のリサイクル料金が預

託されているからということで、装備「有り」として引き取り報告されるケースがあります。フロン類も残っておらずエアバッグ類もすべて作動してしまつた車両を引き取った場合は、料金の支払いの有無に関わらず、本来の実車の状態に従って、装備「無し」として引き取り報告を行う必要があります。

間違えて装備「有り」として引き取り報告してしまうと自動車メーカー等に引き渡すべきフロン類・エアバッグ類が無いことから、「確認通知」「遅延報告」が発生する原因ともなります。



新車時・継続検査(車検)時にリサイクル料金が預託されていても、事故等で実車に装備がない(フロン類が残留していない/エアバッグ類が(プリテンも含め)すべて作動済み)場合は、装備「無」として引き取る。



有限責任中間法人 自動車再資源化協力機構 提供

編集後記

◆先日NHKで、地球温暖化が原因と見られる生物の生態変化が放映された。気温が1度上がるだけで予期されていなかった生物が密かに生育生長する。その事例として九州だけに生息していたナガサキアゲハが北関東まで上昇、植生に変化を与えている状況、日光の鹿が増え尾瀬の湿原破壊の元凶になっているとかだ。
◆環境産業に携わる私達が、どうすればCO2削減に本当に寄与できるのか日々の活動を通じて真剣に考えるときだろう。それにしても今夏の熱さは!!

有限責任中間法人
日本ELVリサイクル機構
JAERAニュースレター
発行日：2006年8月24日
発行所：〒105-0004東京都港区新橋3丁目2-2
一美ビル5F
TEL.03-3519-5181 / FAX.03-3597-5171